

ひょうごで精神障害者の“働きたい”を応援する情報誌

ひょうご 職親会だより

2005.3 第16号

※職親会（兵庫県精神保健職親会）は、精神障害者の就労を支援する事業主の会です。

目次

《報告》平成16年度就労支援研修会

- ★in 但馬(第3回)
 いろんな働き方があっていい(講演抜粋) P 2
- ★in 福崎(第2回) P 3
 - 上手な履歴書の書き方 P 4
 - 面接の受け方 P 6
 - 参加者の声いろいろ P 7

情報コーナー

- Q 1. 障害者雇用促進法が変わるって??? P 8
 ～精神障害者もほんとうに働きやすくなるの～
- Q 2. 「職親」、「社会適応訓練事業」ってなに??? P 9
 ～精神障害をオープンにして働く練習を～

会員、賛助会員 大募集中 P 10

お知らせコーナー・・・大会案内など P 12

平成13年度より、地域の健康福祉事務所、ハローワーク等と協力して開催させていただいている「当事者を主体にした就労支援研修会」も回を重ねて4年目となりました。当事者の思いや体験を聞かせていただいたり、お互いの顔の見える関係者のネットワークづくりのための顔合わせや、履歴書の記入・ハローワーク窓口でのやりとりのロールプレイなどを行ってきました。

今年度も昨年に引き続き、但馬地域と福崎地域で開催でき、当事者や関係者の方々のご意見や就労に関する思いを交換し、交流することができました。研修会に緊張しながらもご参加いただいた当事者の方々、お疲れ様でした。講師になっていただいた方、会の準備にご尽力いただいた関係者の皆様、ありがとうございました。

現在すすめられている障害者雇用促進法の改正（「情報コーナー」で解説があります。）を追い風にすべく、当事者の就労するチャンスが広がるように、各地域での取り組みや情報を発信していきたいと思います。

平成16年度就労支援研修会

★in 但馬(第3回)

H16.9.24

前々年度、前年度に引き続き、研修会を実施しました。当日は、明石市内にある精神障害者小規模作業所 サポートセンター西明石の青木聖久所長から話題提供の後、当事者からの体験発表や、職親からの活動報告、当事者や職親同士のグループミーティングなどが行われました。その中から、職親同士や、家族同士、但馬地域のPSWの交流の場の必要性が認識されました。

本欄では、当事者が働くことについて、心温まる、勇気付けられるアドバイスを当日、青木さんからいただきましたので、紙面の都合で、そのお話の抜粋のみ紹介させていただきます。

『いろんな働き方があっていい… 自分にあった仕事を考えてみよう』

NPO法人居場所 サポートセンター西明石

所長（精神保健福祉士）青木 聖久



* 仕事をする意味

- 仕事をする場合、「お金がもらえる」などの外発的動機と、「自らの生きがいとして」「昼間の時間を有意義に過ごしたい」などの内発的動機がある。
- 「お金がほしい」がきっかけで仕事に行き出しても、そこが自分の居場所になっていたり、自分の可能性を試すところになったりと、実はお金だけが目的ではない。

* 当事者の方が地域生活をするにあたって、大切と言われる「医・職・住・仲間」

- 「医」は医療のこと、「職」は仕事も含めて昼間の居場所、「住」は住むところ、「仲間」は同じ病、障害の体験を持つ仲間。これらが地域生活をするために大切ではないか。

* 「しごと」のさがし方

- オープン……障害に配慮される。休憩や、受診の時間がとりやすくなる。
- クローズド……仕事が探しやすい。賃金面で格差がない。

* 「しごと」に就くことは大事、でも、その後のこと（継続）もそれ以上に大事

* 失敗と挫折の違い～支援者が心がけたいこと

- 1度の人生だから、まあやってみて、うまくいかなかったら、SOSを出す。
- もし、つまづいたとき、地域のサポート（家族、作業所、保健所など）がずっと見守っていれば失敗で終われる。このサポートがないと当事者は発病時の挫折を思い出してしまう。
- 支援体制の有無で、つまづきが失敗で終わるか、挫折で終わるかが決まる。失敗と挫折は違う。

* 自分の経験を生かす～「しごと」は製造能力のみで評価されるとは限らない

- ひたむきにやっているのが、まわりに伝わると、まわりのみんなが支援する、すると職場の雰囲気よくなる。

* 自立の意味

- 精神障害は目に見えない障害だから、障害の重さを理解されず、本人は精一杯頑張っているのに、いまだにまわりの他の人と比べての相対的評価で見られやすい。
- 就労となると本人を変えることに重きをおかれがちだが、精神障害者は今の生きている姿そのものがすばらしい。当事者は十分に頑張っている。社会の方を変えていく必要がある。
- 「自立」は社会の標準に近づくことではないと思う。その人がその人らしく自己実現することではないか。



今年度は昨年度に引き続き2回目の取り組みです。今年度は、「就労支援研修会・交流会」として、福崎地域にお住まいの当事者、小規模作業所のスタッフ、家族会の方、病院デイケアのスタッフ、本職親会の会員でもある社会適応訓練事業の協力事業主などが集まりました。

当日は、姫路公共職業安定所の田淵善郎統括職業指導官より、精神障害者の方が就労する際、たいへん参考となる以下のようなお話をいただきました。

▶就労をする際に精神障害を事業所に伝える場合(オープン)と、伝えない場合(クローズド)のメリット、デメリットについて

(当日のお話をもとに、事務局で表に作成させていただきました)

	オープン	クローズド
メリット	・ 仕事内容や労働条件で配慮してもらえる。 ・ 通院日が確保され、体調を崩した時には休みが比較的取りやすい。 ・ 支援者が職場訪問をしたり、職場内での調整がしやすくなる。	・ 給与等の労働条件面で、一般の従業員と同様の扱いを受ける。 ・ 障害を伝えた場合に比べて面接のチャンスが広がる。
デメリット	・ 給料等の労働条件で同等に扱われない場合もある。 ・ 職場のなかで特別扱いされているように感じたりして、かえってストレスになる場合もある。 ・ 面接のチャンスや挑戦できる事業所が制限されてしまう場合もある	・ 色々な仕事や残業等をさせられ、それが断れずに負担になる場合がある。 ・ 通院日や体調のことが知られてしまうのではないかと不安になる場合がある。 ・ 昼食後の服薬がしづらい場合がある。 ・ 支援者が問題を把握しても職場に介入し、職場内での調整ができない。

▶履歴書の書き方などについて

- 学校を中退した場合は、正直に書くか、面接時に言ってもよい。
- 職歴の空白部分については、資格の勉強や、家事手伝いとして説明する方法もある。
- アルバイトについては原則、職歴として書かないが職歴が少ない場合は書いてもよい。
- 職歴は多い場合は、長いところだけ書いてもよい。
- 運転免許はあっても、実際に運転できなければ、書かないか、「ペーパードライバー」と書く。
- 健康状態の欄に、「月〇回通院中」などと記載すればよいのでは。
- てんかんの場合は、職場での事故防止のためにも必ず隠さずにオープンにする。
- ハローワークで実施している精神障害者ジョブガイダンス事業では、SST（ソーシャル・スキル・トレーニング）として、「同僚の誘いの感じのよい断り方」「仕事がわかりにくい時の聞き方」などもみんな学んでいる。

上手な履歴書の書き方

(ハローワーク姫路作成「ハローワークはやわかり」資料より)

履歴書は、応募先の人事担当者に自分をアピールする第一歩になります。心をこめて、ていねいに書きましょう。

- ★筆記用具は黒か青のボールペンまたは万年筆で。
- ★数字はアラビア数字、横書きで。
- ★文字は楷書体でゆっくりていねいに。
- ★すべての欄をもれなく記入しましょう。
- ★事実でないことは書かない。
- ★汚れたり、間違えたりしても修正液は使わず書き直すこと。
- ★写真は必ず貼り付ける。

写 真

正面向き上半身で脱帽したものを。

日付は提出日か投函日。

履 歴 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

な 名	まえ 前	ひめ じ た ろう 姫 路 太 郎	男・女
生 年 月 日	昭和〇〇年 7 月 7 日 生まれ (満 45 才)		
現 住 所	〒670-0947 ひょうごけんひめじしほうじょう 兵庫県姫路市北条250		電話 0792-22-8000
連 絡 先	留守の場合は恐れ入りますが携帯電話 にご連絡願います		電話 090-0000-0000

学 歴

中学卒業から記入。高校以上は入学、卒業と記入する。大学、短大、高専、専修学校は学部・学科まで記入する。学校名、会社名は省略しない。

職 歴

入社年月・退職年月を記入する。職務経歴書がない場合は、職務経歴も加味して記入すると良い。最後は「以上」と記入。

年	月	学 歴 ・ 職 歴
学 歴		
昭和〇〇	3	〇〇市立〇〇中学校卒業
昭和〇〇	4	△△県立〇〇高等学校入学
昭和〇〇	3	△△県立〇〇高等学校卒業
昭和〇〇	4	□□大学 ×× 学部 ×× 学科入学
昭和〇〇	3	□□大学 ×× 学部 ×× 学科卒業
職 歴		
昭和〇〇	4	株式会社〇〇工業入社
昭和〇〇	7	一身上の都合により退職
平成 〇	9	株式会社 ×× (派遣社員) 勤務
平成 〇	3	契約期間満了により退職
平成 〇	5	△△株式会社入社
平成〇〇	3	会社都合 (事業縮小) により退職
		以

こんな場合は???

アルバイトの場合は?……期間の長いものやこれからの仕事に役立つと思われるものは記入。
職歴が多い場合は?……添付の職務経歴書をご参照願いますと記入し、職務経歴書に書きましょう。

面接の受け方

(ハローワーク姫路作成「ハローワークはやわかり」資料より)

面接を受ける前に・・・

- 身だしなみは清潔に。好印象を与える服装で行きましょう。
- 事前に会社の内容をチェック。
(会社の全体像、営業内容、業界の動向などについて情報収集し、頭に入れておきましょう。ホームページを持っている会社もあるのでインターネットで調べておくのもよいでしょう。)
- よく聞かれる質問には答えを用意しておきましょう。
 - ① 前の会社を辞めた理由
・・・不満や悪口は控えて、前向きな姿勢でこたえましょう。
 - ② 過去の仕事内容(経験と能力のチェック)
・・・順序よく具体的に話せるように整理しておきましょう。
 - ③ 応募の理由(意欲のチェック)
・・・意欲的な志望動機を話せるよう整理しておきましょう。
 - ④ 会社までの交通機関
・・・自宅からの所要時間と交通費は確かめておきましょう。



面接を受ける時は・・・

- 忘れ物はないですか?かばんの中をチェック!
(履歴書、紹介状、筆記用具、印鑑、面接先の地図、連絡先、職務経歴書)
 - 約束前の10分前には着くようにしましょう。遅れそうなときは早めに電話連絡をいれましょう。
 - 面接時のマナーは?
 - ① ドアを開けるときは、ノックを忘れずに。姿勢を正し、あいさつ、返事はきちんとしましょう。話し方は、相手に聞こえるように、語尾ははっきりと。もちろん敬語もチェック。
 - ② 質問には的確に答えましょう。あまりにだらだらと説明しないようにしましょう。
 - ③ 面接終了後は、「ありがとうございました。ぜひとも、よろしくお願いします。」と、お礼と意欲のある言葉を忘れずに!
- ※採用を辞退する場合は、早めに電話等で事業所へ申し出ましょう。
- ※採用、不採用の通知が、連絡予定日を過ぎてもないときは、事業所へ問い合わせてみましょう。



1

事業主から（履歴書や面接を受ける際のアドバイス）

- 履歴書は、時々疲れて字がだんだん乱れる人もいるので、最後までていねいに書いてほしい。印鑑も詰まったり、欠けたりしていないものを鮮明に押してほしい。
- 面接は、長いつきあいの始まりと思って、裸になって背伸びせずに受けてほしい。零細企業は裸のつきあい。私の場合は、商工会のマニュアルなどは関係ない。
- 当社では、面接は社長が1対1でしている。面接を受ける人は感じたものを全て出してほしい。あまり背伸びすると、後でつじつまがあわなくなるので、背伸びせずにオープンにするのがよいのではないかと。
- 私も1年前から養生しながら70やけど、自分の作った会社から離れて、全てオープンにしてゼロから仕事を探している。
- その人が持っている人柄、性格から始めるのがよい。老いとか病があって、やろうと思ってもやれない時もある。
- 働くからには責任を持って取り組んでほしい。働く意欲、やる気を見せてほしい。

2

作業所のスタッフから

- 昔は会社に入って、5～10年して1人前。それまでは会社に養ってもらっていた。今はすぐに戦力として求められる厳しい状況がある。やはり、職場の人に配慮してもらえるので、オープンでいくのがよいのではないかと。
- オープンでの職探しは難しいが、オープンで見つけてほしい。

参加者の
声

いろいろ

3

家族から

～社会人の立場から～

- 面接は飾らずに。その会社で何がしたいかを売り込むことが必要では？職場での心構えとしては、「ほうれんそう」＝ほう告、そう談、れん絡で、コミュニケーションを大切に。安全第一で怪我をしないように。

4

病院デイ・ケアスタッフ(PSW)から

- デイケアで2年前から就労支援プログラムを実施(面接のポイントや履歴書記入の方法など)。昨年、その参加メンバー2名が病院近くの事業所にアルバイトに行けることになった。週2日が1日4時間、あと1日が1日9時間。デイ・ケアスタッフ3名が交代でジョブコーチ的に動いた。
- メンバーから、「途中で辞めようかと思ったこともあったが、ジョブコーチ(PSWのこと)に支えてもらった。支えてもらえる人がいることで不安も軽くなった。」(現在1名は職安を通じてオープンで就職が決まり、もう1名は求職活動中とのことです。)

5

当事者から（グループでの意見交換より）

- 家族の反対があるのでクローズドで働きたい。
- 姫路市障害者雇用支援センターの人とも一緒にハローワークの専門援助部門(障害者相談窓口)でオープンで相談。以来、2週間に1回のペースで通い、ハローワークの人にもついてきてもらって事業所に面接に行き、就職が内定した。ハローワークから通院日の確保のこととかも言ってもらえてよかった。
- オープンで職探しをしたが、結構すぐに見つかった。
- 今のところ就労はまだ先のことだけど、障害のことはオープンがよいのかなと思っている。
- 通りハに行っている。いろいろ仕事を与えてくれるが、しんどい時にことわるのが、せっかくの親切なのに申し訳ないと思う。
- すぐにつまずく自分にいき詰まりを感じていた。皆と一緒に考えてくれることが嬉しい。
- オープン、クローズドかは、なかなか決められない。個人的にはオープンかな？
- オープンにすると、仕事を探すのが難しい。
- 障害をオープンにして社適事業を利用した。長く続けることができた。
- 働かないといけないと思うのがしんどい。働かなあかんと思うとストレスを感じる。
- 近くで自分の希望とあう仕事があるといいのにな～と思う。
- 自分ができると思うことと、できること、したいことが違う
- オープンにして仕事に行ったら楽だった。
- 身体を動かすこと、それ自体が発散になる。

情報コーナー

Q 1. 障害者雇用促進法が変わるって???

～精神障害者もほんとうに働きやすくなるの～

1 障害者雇用促進法とは

- 障害者の雇用の促進と安定を図ることを目的として、昭和35年に制定されました。
- 主な内容は
 - ① 障害者に対して職業指導、職業訓練、職業紹介、職業リハビリテーションを推進する。
 - ② 身体障害者、知的障害者の雇用を法定義務とした障害者雇用率制度
 - ③ 障害者の雇用を経済的側面から支える障害者雇用納付金制度 　　　　　　　　です。
- 具体的には、障害者の雇用は企業の社会的な責任の一つであるとの観点から、300人以上の企業は、常用労働者の1.8%は身体又は知的障害者を雇用しないといけません
- 不足している場合は、1名につき、月5万円を日本障害者雇用促進協会に納付しなければなりません。1.8%を超えた場合は、逆に月2万7千円が企業に支給されます。

2 障害者雇用施策の動向

- 平成17年今国会に、以下を主とする障害者雇用促進法の改正案が提出されています。
 - ① 精神障害者の障害雇用率制度への算定。
 - ② 在職中の精神障害者への支援の強化等。
- 特に①については、当初、身体障害者のみを対象にスタートした制度ですが、現在は知的障害者も算定の対象となっています。今回は改正により、ようやく障害者も加わり、3障害が同じラインに並ぼうとしています。さらに、精神障害者の方についてのみ精神障害特性に配慮して、週20時間以上30時間未満の短時間労働についても、0.5人分として雇用率にカウントされる予定であり、たいへん注目されています。
- また、平成17年度予算では、既存事業の拡充（ジョブコーチ、委託訓練、就業・生活支援センター、トライアル雇用等）のほか、精神障害者の雇用促進及び在職中に精神障害者になった方の雇用継続に取り組む事業主に対する総合的・体系的な支援の実施、精神障害者の職業生活への移行を円滑に図るための技法開発に向けた予算も盛り込まれています。

3 精神障害者もほんとうに働きやすくなるの？

- こうした法律の改正をチャンスに、「精神障害者はよき働き手にならない」という誤った理解から、「病状が安定すれば、一定の配慮のもとで十分就労が可能である」という正しい理解に変えていくことがまず必要ではないでしょうか。
- 法改正や施策の拡充が今後、当事者を中心に企業や事業主と支援機関の有機的な連携を一層推し進めることになると期待されます。
- 上記のように今回の法改正は、大きな前進ですが、これを実りあるものとするためには、当事者や事業主、支援者が共に力を出し合うことが不可欠です。この改正に注目しつつ、精神障害者も働きやすい環境をいっしょに作っていきましょう。

Q 2. 「職親」、「社会適応訓練事業」ってなに??? ～精神障害をオープンにして働く練習を～

1 社会適応訓練(通院患者リハビリテーション)事業とは

*略して「社適」「通リハ」と呼ばれます。

- 県内にお住まいで、回復途上にある通院中の精神障害者の方が対象です。(申請の時には主治医の意見書が必要です。)
- 一定期間、協力事業所(この事業主を「職親」とも呼びます。)で訓練生として働くことにより、仕事に対する持久力、環境適応能力、対人能力を養うことを目的としています。
- 訓練期間は6ヶ月、最長3年まで更新できます。兵庫県の平均では、2年5ヶ月です。
- 作業内容や作業時間は事業所によりさまざまです。
- 訓練生に対する県からの手当はありません。事業所には訓練期間中、県から訓練委託料(訓練生1人1日につき2千円)が支払われます。
- 訓練終了後、事業所には雇用の義務はありません。
- 訓練の申し込み、訓練中の問題、訓練後のことについての相談の窓口は、最寄りの健康福祉事務所又は保健所です。

2 兵庫県の社会適応訓練(通院患者リハビリテーション)事業の動向

事業所数(H16. 3. 31現在)

・登録事業所	270ヶ所	・稼働事業所	93ヶ所
・訓練対象者数	177人	・総訓練日数	19,722日

訓練終了後の就労等の状況

H12年度	終了者	45人	パート雇用等	13人 (28.9%)
H15年度	終了者	51人	パート雇用等	22人 (43.1%)
H16年度前期	終了者	20人	パート雇用等	11人 (55.0%)
		終了者	20人の平均訓練期間 2年5ヶ月半 (最短4ヶ月～最長3年)	
			パート雇用11人の平均訓練期間 2年5ヶ月半 (最短8ヶ月～最長3年半)	

※年々、訓練終了後に、自分なりの働き方を見つける人が増えてきています。

3 この事業の兵庫県の運営会議から見える最近の動向、意見など

- 通リハ利用の第1目的は就労のための訓練と位置づけられつつあるが、例えば、初め週2回、2～3時間などで徐々に慣らしていくことが可能。
- ただし、6ヶ月1クールで最大3年の原則に立っており、3年以内に、「どのくらいの時期に、具体的にどの程度(週40時間の常勤雇用か、週20時間の短時間雇用か、それ以外のパート雇用か?など)の働き方をするか」の共通目標、イメージを当事者、支援者、事業所などで持つ必要がある。
- そのためには、当事者、支援者、事業所は、通リハが最終ゴールではなく、あくまで就労のための支援の1つの方法であるという認識を持ち、通リハ利用中からハローワーク、障害者職業センターなどと積極的に連携してほしい。
- 当事者の長所、苦手な部分などについて、特に事業主からの作業指示が本人にわかりやすくされるなど、色々な点で支援者が事業主と連携をとることも大切である。
- 月ごとに訓練日数にばらつき、波がある場合は、少ない日数を設定して訓練していくことを勧めている。

県内の事業主(62)、保健師、家族会、作業所、社会復帰施設、精神科診療所、病院、PSWなど関係者の方々(132)が、すでに団体や個人で会員になっていただいています。

兵庫県精神保健職親会 会員及び賛助会員 大募集中

当会は、「精神障害者社会適応訓練事業」の協力事業所として、事業所で精神障害者の方に働く訓練をする場を提供し、日々、当事者が働くことを支援している事業主の会です。

また、昨年は全国の精神障害者の就労支援に関わる人々を対象とした「全国精神障害者社会適応訓練事業研修会」の開催など、近年は地域ごとに、精神障害者に関する就労支援研修会の開催や、この情報誌の年2回の発行など、精神障害者の就労を支える基盤づくりを積極的に行っております。

平成18年4月より、精神障害者が障害者雇用率制度に算定される予定であるなど、精神障害者の就労が注目されており、当職親会としては、今こそ、これまでの豊富な精神障害者の就労支援の経験を、大企業も含めて多くの事業主や、当事者及び作業所、社会復帰施設、精神科デイケア、精神科医療機関などの関係者の方々に広く発信していきたいと考えています。

会員、賛助会員の方にはこの情報誌を通じて精神障害者の就労に関する講演会、研修会、利用できる制度のご案内など、年2回、耳寄りな情報をお知らせしたいと思います。

どうぞこの機会に、一人でも多くの事業主の方に会員に、当事者を支援する医療や福祉の関係者の方々に賛助会員として、私たちひょうごの精神障害者の就労支援のネットワーク（＝仲間）にお入りいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

当会の活動にご理解、ご支援頂ける

会 員（社適事業所に限る。 年会費3,000円） と、

賛助会員（任意の個人又は団体。年会費1,000円） を募集しております。

ご賛同いただける方は、右の11ページの入会申込書に記入のうえ、
下記事務局あてFAX（078-252-4891）、郵送等により送付いただくとともに、会費を下記にお振込みいただきますようお願いいたします。

★銀 行（手数料有料）

三井住友銀行神戸駅前支店 普通 313-6918374

名義人 兵庫県精神保健職親会 代表 森本 稔

★郵便局（手数料70円。ATMの場合は60円）

口座番号 00910-0-145917

加入者名 兵庫県精神保健職親会

〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通 1-3-2

兵庫県精神保健職親会 事務局（県立精神保健福祉センター内）

Tel078-252-4980 Fax078-252-4891

平成 年 月 日

兵庫県精神保健職親会

・会 員 申し込み書

・賛助会員

(どちらかに、○をお願いします。)

・会 員 の場合

兵庫県精神保健職親会の趣旨に賛同し、

・会 員として入会します。

*住 所 〒 —

TEL —

*事業所名

*代表者名

・賛助会員 の場合

兵庫県精神保健職親会の趣旨に賛同し、

・賛助会員として入会します。

*住 所 〒 —

TEL —

*所 属 名

*氏 名

お知らせコーナー

*高齢・障害者雇用支援機構が「精神障害者の雇用支援策 医療関係者の皆様へ」を作成されていますので、参考までに添付しますので、是非ご参照下さい。（各機関に1部しか送付できませんので、必要な方はコピーされるか、下記により「高齢・障害者雇用支援機構」のホームページからパソコンで入手してください。

今回の「精神障害者の雇用支援策 医療関係者の皆様へ」は、

http://www.jeed.or.jp/disability_data/policy/download/medical_persons.pdfで、
前回の15号で送付しました「精神障害者の雇用支援策 事業主の皆様へ」は、

http://www.jeed.or.jp/disability_data/policy/download/enterprising.pdfで、
高齢・障害者雇用支援機構のホームページから、閲覧、印刷できます。

*この度、当会も所属している「全国精神保健職親会連合会」が、平成17年2月8日に、「特定非営利活動法人 全国精神障害者就労支援事業所連合会」として、東京都より正式にNPO法人として認証されました。今後は、大企業も含めてさらに多くの事業所に参画を呼びかけ、精神障害者の就労支援の輪をますます広げていきたいと考えております。

*平成17年度全国精神保健職親研修会～千葉大会～が開催されます。

- ・平成17年8月25日(木)～26日(金) 於：ホテルグリーンタワー千葉
 - ・テーマ 精神障害を持つ方々が地域で普通に暮らせる生活を ～働く場所作りを目指して～
 - ・対象者 当事者、ご家族、支援関係職員、事業所の方など
 - ・問い合わせ先：千葉精神障害者職親の会事務局 電話043-263-3891
- …昨年度、神戸で開催しました全国大会が平成17年度は千葉で開催されます。1人でも多くの方のご参加をお待ちしております。

*この職親会だよりは、兵庫県からの助成により作成しております。

*会員の方で16年度の会費、賛助会費の納入をお済みでない方は、前回送付しております振込み用紙、又は、10ページの銀行、郵便局の口座に直接、振込みお願いします。

事務局

〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通1-3-2

兵庫県精神保健職親会（県立精神保健福祉センター内）

Tel078-252-4980 Fax078-252-4891

ホームページ <http://web.pref.hyogo.jp/seisin/>

編集後記

今年度は、多くの関係者のご協力、ご参加を得て全国大会を開催させていただきました。また、障害者雇用促進法の改正も予定されており、当職親会も今後ますます皆様のご協力を得て、就労支援の仲間の輪を広げたいとの思いから、少しでも目立つようにとこれまでの1色刷りから2色刷りに少ない予算から奮発？してみました。どうぞ、皆様、今後ともご協力、ご支援のほどよろしくお願い致します。